

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成27年10月19日から平成28年 1月21日

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部子ども課

(2) 対象事項

以下の民間保育園に対する平成26年度民間保育所運営費（人件費・管理費）補助金、保育サービス向上支援事業費補助金、民間保育所運営費（整備費）補助金及び保育対策等促進事業費補助金

- ・社会福祉法人和真会 熊味保育園
- ・社会福祉法人西尾こどもの家 くさの実保育園
- ・社会福祉法人守西朝陽会 東部保育園
- ・社会福祉法人相和福祉会 中畑保育園

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

補助金の交付手続、履行の確認等はおおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金

臨時職員の時間単価の適用誤りにより、市の基準より過大に支給し、これを補助対象経費としていた。

補助金額は市の基準により算定した人件費が上限となるため、過支給分の補助金については返還等の措置をとるとともに、今後は補助金額の適正な算出に努められたい。

(2) 保育サービス向上支援事業費補助金

特になし

(3) 民間保育所運営費（整備費）補助金

特になし

(4) 保育対策等促進事業費補助金

補助金実績報告書において、補助対象経費が明確に整理されていなかった。

また、記載事項及び添付する資料の見直しを図るなど、補助金が適正に使用されたことを確認できるようにされたい。